

○長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則

平成27年4月1日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和43年長久手村条例第14号。以下「条例」という。）第7条に規定する規則で定める額及びその徴収並びに条例第2条の規定に基づき設置する長久手市保育所（以下「長久手市保育所」という。）以外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定めるところによる。

(特定教育施設等の保育料)

第3条 特定教育施設の保育料は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

3 特定保育施設（長久手市保育所を除く。）の保育料は、別表第2に定めるとおりとする。

4 特定地域型保育事業の保育料は、別表第2に定めるとおりとする。

5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定による費用及び条例第11条に規定する使用料の額は、市長が別に定める。

(保育料の納付)

第4条 条例第9条に規定する市長の指定する期日は、毎月5日（4月については同月20日）とする。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

階層区分		月額（円）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
B	市民税非課税世帯	1,300
C1	市民税所得割額 77,100円以下	11,400
C2	市民税所得割額 211,200円以下	15,800
C3	市民税所得割額 211,201円以上	21,000

備考

- 1 この表のBの項からCの項までの認定は、4月から8月までは前年度の市町村民税課税額で、9月から翌年3月までは当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 2 備考1の市町村民税の課税額は、当該児童の属する世帯のうち、その保護者に係る課税額の合計とする。この場合において、市町村民税の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに第5条の4第6項の規定は適用しない額とする。）をいう。

- 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B階層及びC1階層に認定するときは、この表の規定に関わらず、B階層は0円とし、C1階層はこの表に定める額より1,000円減じた額の2分の1とする。
- (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 この表のB階層からC1階層までに属する世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の保育料は、次に定めるとおりとする。
- (1) 生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早い者から順に数えて第2番目の児童に係る保育料は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

- (2) 生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早い者から順に数えて第3番目以降の児童に係る保育料は、この表にかかわらず0円とする。
- 5 この表のC2階層からC3階層までに属する世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の保育料は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- (1) 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部等に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している兄又は姉（以下「保育所等に入所等する兄又は姉」という。）を1人有する場合
- (2) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有する児童のうち最年長者
- 6 この表のC2階層からC3階層までに属する世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の保育料は、0円とする。
- (1) 同一世帯に保育所等に入所等する兄又は姉を2人以上有する場合
- (2) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有する場合
- (3) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人以上有する児童のうち最年長者以外の者

別表第2（第3条関係）

階層区分		月額（円）					
		2号（3歳児）		2号（4歳以上児）		3号（3歳未満児）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人	0		0		0	

	等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯							
B	市町村民税非課税世帯	2,000	2,000	3,000				
C	市町村民税所得割非課税世帯	6,000	6,000	7,000				
D 1	市	48,600円未満	7,500	7,300	7,500	7,300	10,000	9,800
D2a	町	57,700円未満	10,000	9,800	10,000	9,800	13,000	12,700
D2b	村	58,000円未満	10,000	9,800	10,000	9,800	13,000	12,700
D 3	民	69,000円未満	12,500	12,200	12,500	12,200	16,000	15,700
D4a	税	77,101円未満	17,000	16,700	16,000	15,700	22,000	21,600
D4b	所	85,000円未満	17,000	16,700	16,000	15,700	22,000	21,600
D 5	得	101,000円未満	19,000	18,600	17,500	17,200	28,000	27,500
D 6	割	120,000円未満	20,000	19,600	18,000	17,600	34,000	33,400
D 7	課	138,000円未満	21,000	20,600	18,500	18,100	39,000	38,300
D 8	税	169,000円未満	22,000	21,600	19,000	18,600	44,000	43,200
D 9	額	230,100円未満	23,000	22,600	20,000	19,600	49,500	48,600
D10		397,000円未満	24,000	23,500	21,000	20,600	52,500	51,600
D11		397,000円以上	25,000	24,500	22,000	21,600	55,000	54,000

備考

- この表における年齢は、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- この表のBの項から層からD 1 1の項までの認定は、4月から8月までは前年度の市町村民税課税額で、9月から翌年3月までは当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 備考2の市町村民税の課税額は、当該児童の属する世帯のうち、その保護者に係る課税額の合計とする。この場合において、市町村民税の額

は、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに第5条の4第6項の規定は適用しない額とする。）をいう。

4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B階層からD4a階層に認定するときは、この表の規定に関わらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(単位：円)

階層区分	2号				3号	
	標準時間		短時間		標準時間	短時間
	3歳児	4歳児以上	3歳児	4歳児以上		
B又はC階層	0	0	0	0	0	0

D 1 階層	3,250	3,150	3,250	3,150	4,500	4,400
D 2 a階層	5,000	4,900	5,000	4,900	6,500	6,350
D 2 b階層	5,000	4,900	5,000	4,900	6,500	6,350
D 3 階層	6,250	6,100	6,250	6,100	8,000	7,850
D 4 a階層	8,500	8,350	8,000	7,850	11,000	10,800

- 5 4に該当する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の児童に係る保育料は0円とする。
- 6 この表のB階層からD 2 a階層までに属する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の児童に係る保育料は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る保育料は、この表にかかわらず0円とする。
- 7 4から6に該当する世帯以外の世帯において、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部等に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合には、入所児童のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の児童に係る保育料は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る保育料は、この表にかかわらず0円とする。
- 8 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を3人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の3歳未満児（その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）に係る保育料は、0円とする。

9 公立保育所で延長保育を利用する児童の属する世帯に係る保育料は、この表及び各項の規定により算出した保育料に、次の表の利用区分に応じた延長保育料を加算した額とする。ただし、この表のA階層の世帯に属する場合又はB階層、C階層及びD1階層に属し備考4の規定に該当する場合は、延長保育料を加算しない。

利用区分	単位	延長保育料（円）
午前7時から午前7時30分まで	1回	100
午後6時30分から午後7時まで	1回	100

10 家庭保育室（自園調理を行うものを除く。）の保育料は、この表に定める額に10分の6を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、備考4から6までの規定に該当する世帯は、備考4から6までにより算出した額に10分の6を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。